

## ご 注 意

地盤の許容応力度及び基礎杭の許容支持力は、国土交通大臣の定める方法によって地盤調査を行い、その結果に基づき定めなければならないと規定されています。(建築基準法施行令第93条)

地盤構成並びに各地層の性状は、場所ごとに千差万別であることから、敷地（状況においてはその周辺も含めて）の地盤調査によって地盤構成等を的確に把握し、その結果に基づいて建物をどの地層に支持させるかを決定する必要があります。

したがって、本資料は計画段階における参考資料としてご活用ください。

栃木県土木部建築課



# ボーリング柱状図

8

調査名 駒生職員住宅新築工事地質調査孔 番 No. №.2 地盤高 \_\_\_\_\_ m

調査場所 宇都宮市駒生町 653-1

(基準面 \_\_\_\_\_)

地形 \_\_\_\_\_ 摘要 \_\_\_\_\_

調査期間 昭和57年6月 日 ~ 月 日

A-12 ②

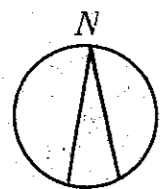
地下(孔内)水位 GL-3.10m

調査担当者 \_\_\_\_\_

地下水位 標高(m)	深 度(m)	層 厚(m)	土質記号	土質	土性		備考	(註) 試料			標準貫入試験									
					色調	相対 稠度		番号	記号	採取 深度 (m)	原位置 試験 深度 (m)	打撃回数								
												0	10	20	30	40	50	60	70	
	0.60	0.60	//	盛土			玉石コンクリート 混る	2												
			//	ローム	茶褐		若干有機物混る	1	1.1.1	1.15	1.45	30								
	2.00	1.40	//	鹿沼土	黄褐			2	20.1	2.15	2.45	30								
	3.20	1.20	//	ローム	黄褐		粘土質ローム	3	20.3	3.15	3.45	30								
	5.20	2.00	//	ローム	茶褐		4.2m附近より 若干砂質	4	15.26.7/2	4.15	4.45	30								
			○	砂礫	暗褐		7m附近迄礫 20mm内外多い 最大60mm内外	5	20.30	6.15	6.35	30								
			○	砂礫	暗褐		以深礫 40~10mm程度主体	6	15.20.14/7	7.15	7.42	30								
			○	砂礫	暗褐			7	15.25/8	8.15	8.33	30								
			○	砂礫	暗褐			8	27.23	9.15	9.35	30								
			○	砂礫	暗褐			9	40.10/6	10.15	10.27	30								
			○	砂礫	暗褐			10	13.22.15/12	11.15	11.39	30								
			○	砂礫	暗褐		12m附近より 10~30mm主体 最大80mm位を 有す.	10	27.27	12.15	12.20	30								
	13.35		○	砂礫	暗褐			10	27.27	13.15	13.35	30								

地質調査位置図 S=1/100

◎ ボーリング地点



28.450m

7.400m

28.000m

調査No.2

11.000m

既在建物

17.000m

調査No.1

8.200m

28.050m

